

2020年11月20日

お客様各位

株式会社 日伝

NEBULE（マイクロミスト噴霧型加湿機）をご愛用の
お客様へのお詫び、返金対応ならびに電波法における使用申請のお知らせ

日頃はNEBULE（株式会社空間洗浄 Lab.製、以下「本機」といいます。）をご愛用いただき、厚く御礼申しあげます。

さて、弊社が2016年から販売いたしました本機のご使用につきまして、電波法における「高周波利用設備使用申請」が必要であることをご案内いたします。

本機のご使用においては、設置地域における管轄の総務省 総合通信局への高周波利用設備使用申請による許可が必要となりますことを、販売時にご案内することができておりませんでした。

これは、本機が搭載しております超音波発信機および振動子の仕様が、電波法高周波利用設備に該当し、ご使用にあたり申請が必要となるものです。

本機を、高周波利用設備許可申請を行わず使用された場合は、関連法令に抵触することになりますので、速やかに管轄する総合通信局への申請をして頂く必要があります。

弊社では、申請におけるお客様のご負担を少しでも軽減するため、代理申請を承りますので、ご希望の場合はお申し付けください。

また、本機に搭載しております一部の海外製部材については、昨今の状況下において、生産中止を余儀なくされたメーカーもあり、部材が入手できないために修理対応が困難となる場合があることが判明いたしました。

株式会社空間洗浄 Lab.と協議を実施し、対象部材について、代替品の採用を検討して参りましたが、基幹部品でもあり、相当能力の代替は不可能であるとの判断に至り、本機について、引き取りをご希望された場合、返金対応させていただくことといたしました。

つきましては、弊社より、本機引き取りのご意向確認をご案内させていただき、引き取りをご希望された場合は、ご返金させていただきます。なお、電波法における高周波利用設備使用申請に必要な書類ならびに対象機種は、下記のとおりでございます。

ご案内の不備により、お客様には大変ご迷惑とお手数をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

本件につきまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【電波法申請必要書類】

1. 高周波利用設備許可申請書 ※1 1部
2. 高周波利用設備許可申請書 添付文書 ※2 2部
3. 申請についての委任状（代行申請をご希望の場合）※3 1部

本機は、第三者機関にて高周波利用設備申請のための試験を受けて合格しており、申請可能であることは確認済です。

※1および※2につきましては、入力例を準備しておりますので、後記の＜本件に関するお問合せ先＞までお申し付けください。

※1および※3につきましては、代表者印のご捺印が必要となります。

弊社にて代理申請をさせて頂く場合は、必要書類を全て弊社にて作成いたします。

既に、いずれかの設備で同様の高周波利用設備申請を実施されている場合は、変更手続きが必要となります。

内容につきましてご確認が必要な場合は、後記の＜本件に関するお問合せ先＞へお尋ねください。

【お引き取り対象機種】

1. HD-300 製造No. 16-0001～16-0100
2. HD-300SUS 製造No. 16-0001～16-0050
3. HD-300A 製造No. K18-0001～K18-0070
4. HD-300ASUS 製造No. K18-0001～K18-0030
5. HD-300ASUS 製造No. K19-0001～K19-0030

なお、お引き取りのお申し出をいただくお客様の個人情報につきましては、今回の回収のためだけに利用し、管理することといたします。また、これらの業務に携わる協力会社へもお客様の個人情報を開示することがありますが、弊社と同等の管理を実施することといたします。

<本件に関するお問合せ先>

株式会社日伝 営業本部

営業推進部 マーケティンググループ

担当：高橋 学

TEL 06-7637-7034

(9:00～17:30 土曜・日曜・祝日は除く)

以上